

防災・減災のための社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道などの社会インフラの整備が急速に進んだ。高度経済成長期に建設されたものは現在、建設後50年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建設後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、三連動（東海・東南海・南海）地震や首都直下型地震の発生が懸念される中で、地域防災力の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題と言える。

災害が起きる前に、老朽化した社会インフラへの公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできる。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのである。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考ええる。

よって、国におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求める。

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川管理施設、港湾施設など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化などを促進し、都市部の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石 利彦

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚労省大臣
経産省大臣
国土交通大臣